

## 第1 計画策定の趣旨等

---

### 1 計画策定の背景と趣旨

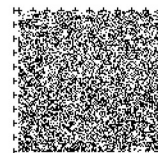
---

本市においては、「障害者に関する新函館市行動計画」（計画期間：平成8～平成17年度）に引き続き、「函館市障がい者基本計画」（計画期間：平成18年度～平成27年度）を策定し、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念のもと、「障がいのある人が自立し、生きがいを持ち、安心して暮らすことのできるまち」の実現をめざし、各種の障がい者施策を推進しています。

こうしたなかで、国の障がい者施策は近年大きく変化し、平成15年4月には、障がいのある人の自己決定を尊重し、利用者自らがサービスを選択する支援費制度が導入され、さらに、平成18年4月には障害者自立支援法が施行され、これまで障がいの種別ごとに提供されていた福祉サービスが、その種別にかかわらず一元的に提供される仕組みに改められるとともに、利用者負担の見直しや国と地方の財政責任の明確化により、安定的な制度の構築が図られました。

また、市町村および都道府県に対しては、障害者自立支援法により、障がい福祉サービスの提供量を確保するために数値目標や見込量などを定める「障害福祉計画」の策定が義務付けられ、本市においても、現行の施設・事業が新体系への移行を完了する平成23年度の数値目標を掲げて、平成18年度からの3年間を計画期間とする「函館市障がい福祉計画」（第1期計画）を策定し、サービス提供体制の整備を進めてきたところです。

「第2期函館市障がい福祉計画」は、第1期の計画期間が平成20年度で終了することから、これまでの進捗状況等を分析し、引き続き取り組むべき課題を整理して、必要なサービス量等を見込むとともに、サービス提供体制の整備を進めることにより、障がい者施策のさらなる推進を図るため策定するものです。



## 2 計画の位置付け

---

この計画は、障害者自立支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」として、国が同法に基づいて定めた「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成21年1月8日厚生労働省告示第2号）に即して策定するものです。

また、本計画については、社会福祉法第107条に基づく「函館市地域福祉計画」との整合を図るとともに、障害者基本法第9条第3項に基づき、障がいのある人の施策全般にわたる基本的な事項を定める中長期の計画として、平成18年2月に策定した「函館市障がい者基本計画」の実施計画に位置付け、障がい福祉サービスの必要量とその確保に関し定めるものです。

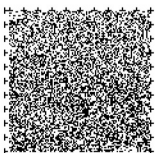
## 3 計画の期間

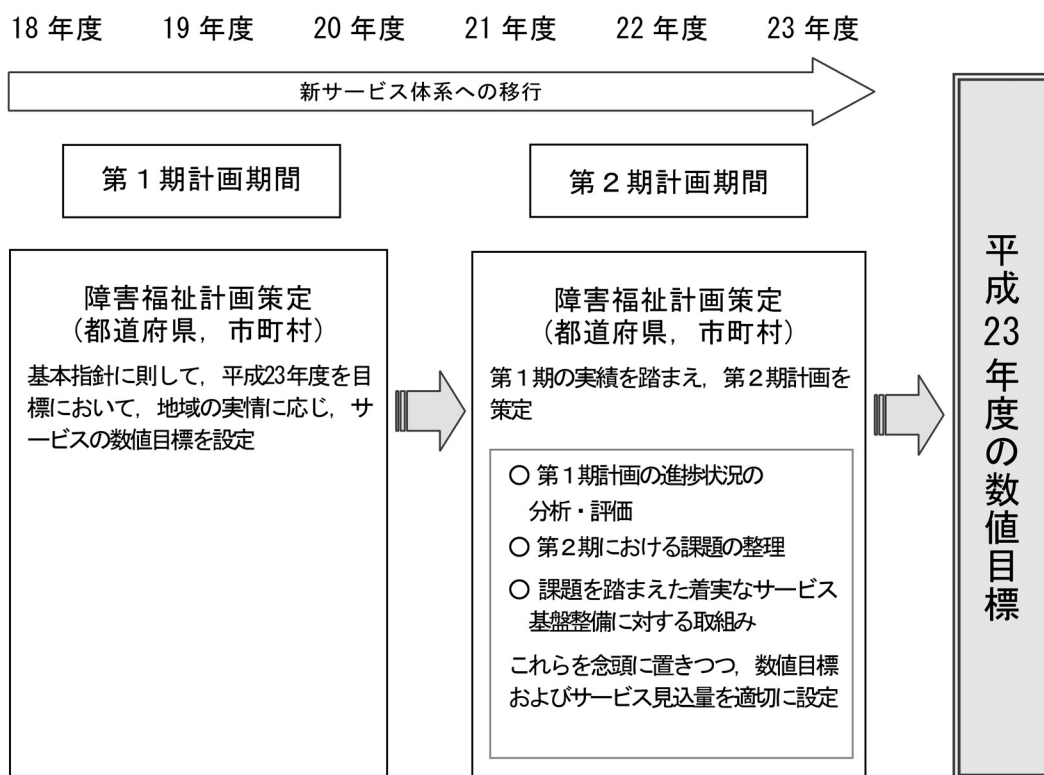
---

障がい福祉計画は、国の基本指針において3年を1期とする計画として策定することとされており、この計画は、旧体系の施設・事業が新体系へ移行する期間（平成18～23年度）の後半にあたる、平成21年度から平成23年度までの3年間を計画期間とする第2期計画として策定するものです。

また、第2期計画の終期には、平成24年度から平成26年度までの3年を計画期間とする第3期の計画を策定するものとします。

なお、本計画期間中に、法の見直し等さまざまな社会情勢の変化が生じた場合には、必要に応じてこの計画の見直しを行うものとします。





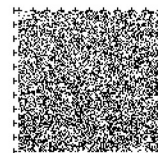
#### 4 計画の策定体制

##### (1) 函館市福祉計画策定推進委員会の設置

障がい者, 高齢者および次世代育成に係る計画の策定と推進を目的として, 関係行政機関の職員, 関係団体等の代表者, 一般公募の市民などにより構成される函館市福祉計画策定推進委員会を設置し, 同委員会の障がい者部会における検討などを通じて, 幅広い関係者の意見を反映し策定しました。

##### (2) 庁内策定体制

計画の策定にあたっては, 庁内関係部局との協議を通じ, 障がい者関連施策と一般施策間の調整や事業実施にあたっての協力体制などを確認しました。



### (3) ニーズ等の把握

障がい福祉サービス等の必要量を見込むためには、前計画期間におけるサービス利用実績の分析・評価に加え、地域における障がいのある人の実情やニーズを的確に把握する必要があることから、関係団体等との意見交換会を開催したほか、パブリックコメントの実施により広く市民の意見を募集して、計画の策定に反映しました。

#### 解 説

##### ・ノーマライゼーション

障がいのある人もない人も同じように社会の一員として、社会参加し自立して生活できる社会をめざす考え方。

##### ・リハビリテーション

障がいのある人の身体的、精神的、社会的な自立能力向上をめざす総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず、障がいのある人のライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し、障がいのある人の自立と参加をめざす考え方。

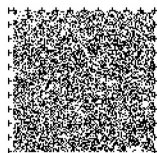
##### ・障害者自立支援法

障がいのある人が地域で安心して暮らせる社会を構築するため、就労支援の強化や地域移行の推進を図ることをめざし、次の5つをポイントとして、平成18年4月から施行。

- ①障がい者施策の3障がい一元化
- ②利用者本位のサービス体系に再編
- ③就労支援の抜本的強化
- ④支給決定の透明化、明確化
- ⑤安定的な財源の確保

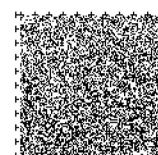
##### ・パブリックコメント

行政が政策等の策定にあたり、市民等から意見を募り、それを考慮しながら最終決定を行う仕組み。

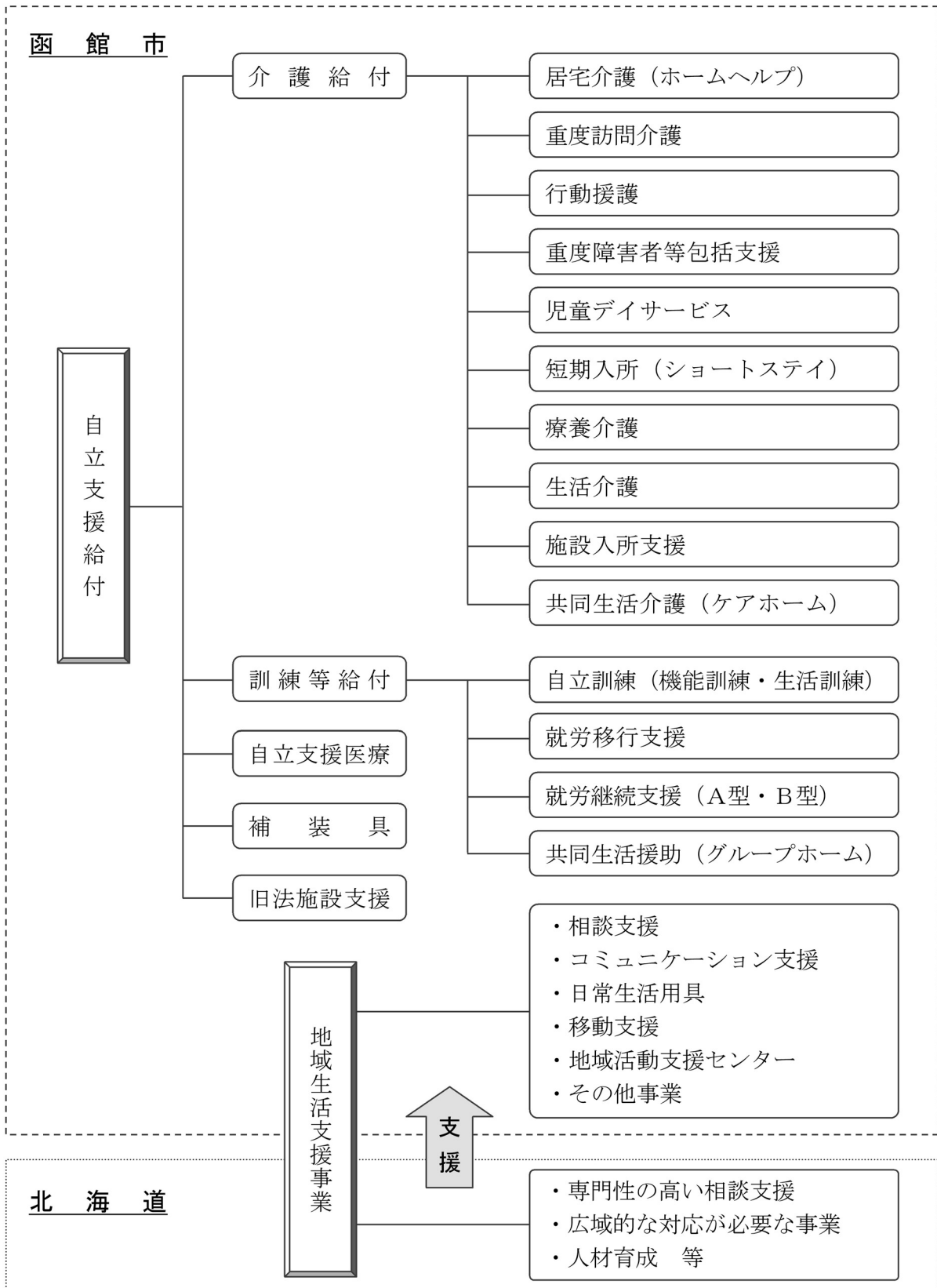


○ 「障がい者基本計画」と「障がい福祉計画」

区 分	函館市障がい者基本計画	函館市障がい福祉計画
根拠規定	障害者基本法第9条	障害者自立支援法第88条
性 格	障がいのある人のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画	3年を1期として定める障がい福祉サービス等の確保に関する計画
計画期間	平成18年度～27年度（10か年）	第2期：平成21年度～23年度（3か年）
計画の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 生活支援</li> <li>2 保健・医療</li> <li>3 教育・育成</li> <li>4 雇用・就労</li> <li>5 社会参加</li> <li>6 啓発・広報</li> <li>7 生活環境</li> <li>8 情報・コミュニケーション</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成23年度末の達成に向けた地域生活移行および就労支援に係る数値目標の設定</li> <li>2 障がい福祉サービスまたは相談支援の種類ごとの必要な量の見込み 障がい福祉サービスごとの平成21年度から平成23年度まで（第2期）の各年度における必要な量の見込み</li> </ol> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>※障がい福祉サービス</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①訪問系サービス <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護</li> <li>・重度訪問介護</li> <li>・行動援護</li> <li>・重度障害者等包括支援</li> </ul> </li> <li>②日中活動系サービス <ul style="list-style-type: none"> <li>・療養介護</li> <li>・生活介護</li> <li>・自立訓練（機能訓練）</li> <li>・自立訓練（生活訓練）</li> <li>・就労移行支援</li> <li>・就労継続支援（A型）</li> <li>・就労継続支援（B型）</li> <li>・児童デイサービス</li> <li>・短期入所</li> </ul> </li> <li>③居住系サービス <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同生活介護（ケアホーム）</li> <li>・共同生活援助（グループホーム）</li> <li>・施設入所支援</li> </ul> </li> </ol> </div> <ol style="list-style-type: none"> <li>3 上記2の必要な見込量を確保するための方策</li> <li>4 市が実施する地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項</li> <li>5 その他障がい福祉サービス、相談支援および地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項</li> </ol>



○ 福祉サービスの体系



※就労継続支援のA型は雇用型，B型は非雇用型である。

